

庁 中 一 般

国立市長 永見 理夫

令和 5（2023）年度予算編成方針について（通達）

国立市は、高齢化による社会保障費の増加や老朽化した公共施設の更新等、様々な課題に直面しており、構造的に経常的経費の負担が増大化している状況にある。加えて、新型コロナウイルス感染症は依然として感染拡大を繰り返しており、原油価格・物価高騰の影響も懸念されるところである。今後も社会経済活動への影響が及ぶようであれば、将来的な財政運営の悪化は避けられないものと予測される。

こうした社会情勢にあっても、国立市は、「行財政改革なくして住民福祉の向上なし」という強い信念の下、適切な行政評価を実施し、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、将来世代に対して責任を持ち、人口動態、社会経済状況等の変化に対応した計画的・安定的な財政運営を行う責務がある。さらに、平成28（2016）年4月に施行した国立市健全な財政運営に関する条例（以下「条例」という。）による、健全で規律ある財政運営の確保についても併せて図っていく必要がある。

そこで、令和5（2023）年度予算編成は、下記事項を遵守し取り組むものとする。

記

1 予算編成における基本方針

（1）政策事業は「第5期基本構想第2次基本計画」で示す施策の方向性に基づくこと

政策事業は、新型コロナウイルス感染症への対応等を反映させた「第5期基本構想第2次基本計画（修正計画）」で掲げる①次世代の育成、②安心・安全の確保、③国立ブランドの向上、の3つの政策の視点に基づき優先順位を見極め、「令和5(2023)年度行政経営方針」における重点施策を踏まえ事業採択を行う。ただし、必要な財源が手当てできない場合は、採択候補とした事業についても予算計上を見送ることがある。

(2) 経常事業はゼロシーリングを前提とすること

経常事業の予算は、ゼロシーリング（前年度比 0%の伸び）を前提とした所管課と政策経営課との調整を行い、優先度を考慮した事業の採択、見直し及び予算の組み替えを行う。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により執行しなかった予算については、改めてその必要性及び執行の可能性を厳しく精査して計上すること。

物価高騰により新たな財政需要の増だけでなく、経常的経費への影響が生じることなどが見込まれる。経常収支比率は、令和 2（2020）年度決算において 98.3%、令和 3（2021）年度決算において 97.4%と、100%前後で推移している状況であり、既に経常的経費を収入で賄えておらず、弾力的な財政運営が行えない構造となっている。

よって、新規計上する場合や、予算見積額が令和 3（2021）年度決算額及び令和 4（2022）年度決算見込額と乖離^{かいり}がある場合は、理由と根拠を明らかにするとともに、他の歳出予算を見直すこと等により、ゼロシーリングとなるよう調整すること。

(3) 行政評価システムに基づく予算編成を行うこと（条例第 7 条関係）

効果的・効率的な行政運営を実現するため、「第 5 期基本構想第 2 次基本計画（修正計画）」における施策の目的実現のため真に必要なかつ優先度の高い事業を精査して計上すること。また、事務事業評価結果で示された見直しの方向性を踏まえ、事業のスクラップアンドビルドに取り組むこと。なお、施策等評価委員会からの答申である「施策等評価結果報告書」を真摯に受け止め、予算編成に必ず反映させること。

(4) 「国立市行財政改革プラン 2027」に基づく行財政改革の取組を進めること

令和 2（2020）年 4 月に策定した「国立市行財政改革プラン 2027」に示されている「行財政改革の取組方針」を確認の上、列記された具体的な取組を推進していくこと。取り組みの遅れなどがないよう事業の進捗を今一度確認するとともに、前倒し可能なものについては、予算編成に反映させること。

(5) その他

「地方自治法」及び「国立市予算事務規則」等の関連法令を遵守し、適切な予算計上に努めること。特に、予算の計上漏れについては、今般散見されているところであり、当初予算において確実に計上するよう慎重を期すこと。年度途中の補正予算は、原則、新規事業の計上は認めず、災害対応、関連法令及び国・都の制度改正等、緊急やむをえない場合に限るものとする。

2 予算見積りの基本的事項

予算見積りに当たっては、上記基本方針に留意するほか、次の基本的事項に基づいて行うこと。

【歳入】

歳入の見積りは、過去の実績のみによらず、国や東京都の制度改正等の情報を的確に捕捉するとともに、多角的かつ総合的に検討を行い、積極的に補助金などの財源の調査・情報収集に努め、収入の確保を図ること。

(1) 市税

課税客体の的確な把握及び市民負担の公平性の確保を図るとともに、全国トップレベルの収納率の維持に努め、収入の確保を図ること。

(2) 地方交付税・利子割交付金等

過去の実績を踏まえ、経済や制度改正の動向に十分留意し、的確に見積もること。

(3) 国・都支出金

改正が予定される国庫等補助制度などの動向を積極的に把握し、最大限、国・都支出金の確保に努めること。なお、補助金等の削減・廃止が予定されている場合は、対象事業についても縮小・廃止を含め見直しの対象とする。

(4) 使用料・手数料・本人等負担金（条例第11条関係）

効果的・効率的な事業運営に努めた上で、適切な経費を算出して金額を設定すること。また、応能負担による料金体系の設定や減免基準の明確化を行うよう努めること。

(5) 市債（条例第14条関係）

関係機関と協議の上、妥当性や充当率を十分検討し、後年度の財政負担にも留意すること。

(6) その他の収入

上記以外の収入についても的確な捕捉に努め、財源の確保を図ること。

【歳出】

歳出の見積りに当たっては、後年度負担を十分考慮する中で、最小限の経費で施策目的の実現を目指すよう留意するとともに、予算流用が生じないように、適切な予算科目に計上すること。

（１）人件費

平成 30（2018）年 2 月に策定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、職員定数及び時間外勤務時間数の適正化に努め、抑制を図ること。

会計年度任用職員の人件費については、正規職員との業務分担を明確化するとともに、システム導入等による作業の効率化についても検討し、必要な人員数を基に適切に判断すること。

（２）物件費（需用費・役務費・委託料等）

物件費については、創意・工夫により効率化を図り、より一層の節減を図ること。また、新たな経費については、後年度負担を考慮し、仕様を明確にするなど慎重に見積もること。

なお、情報システム関連経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システムの新規調達（新規開発・再調達・改修・機器更新）については、「情報システム調達ガイドライン」に沿った手続を事前に行うこと。

国立市社会福祉協議会やくにたち文化・スポーツ振興財団等、指定管理者となっている関連団体については、指定管理者制度の導入目的、利用者評価や実績報告書等を踏まえ、担当部局において当該団体の予算について検証を行い、引き続き対象経費の精査を図ること。

（３）扶助費

扶助費については、原則として単価の引上げや対象枠の拡大等を行わず、対象者数のみを考慮して見積もること。

（４）維持補修費

維持補修費については、必要性・緊急性の観点から精査し、また、仕様についても従前のものにとらわれることなく、効率性及び費用対効果の観点から必要最小限に見積もること。

(5) 補助費等（条例第9条関係）

補助費等（市が支出する負担金、補助金及び交付金）については、実績報告等により、補助金交付団体の財政状況を確認し、特に繰越金（内部留保）の額を確認した上で適切な金額を見積もるとともに、一部事務組合等負担金については、国立市の方針を踏まえて、担当国会議等で組合に所属する団体に対して積極的に経費節減を提案すること。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業費については、仕様・工法等を十分に検討するとともに、事業スケジュールを勘案した上で設計金額を算出し見積もること。

(7) 一般会計から特別会計・公営企業会計への繰出金等（条例第8条関係）

国立市の一般会計が厳しい財政状況に置かれている要因の一つは、特別会計・公営企業会計への繰出金等であることから、特別会計・公営企業会計においても本方針に基づく適切な予算編成を行うこと。

以上